

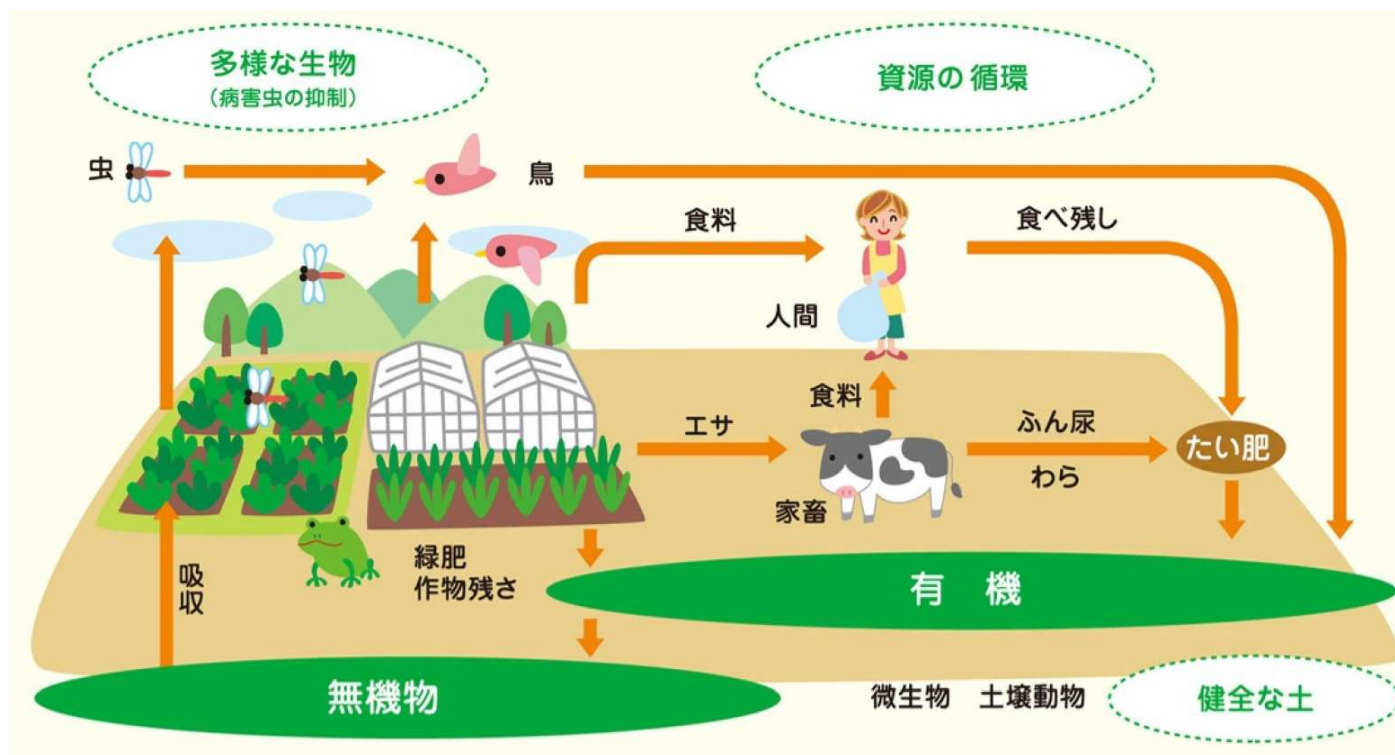
# 「クリーン農業」とは何か

クリーン農業とは、平成3年度に、北海道が全国に先駆けて提唱した環境保全型農業のことで、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める農業です。

1. 土づくりの推進
2. 化学肥料の低減
3. 化学合成農薬の低減
4. 自然環境の保全

○環境に配慮した  
持続的な農業の展開

○安全・安心で高品質な  
農産物の生産・提供



## ■ 有機質資源の循環

家畜ふん尿やほ場副産物等の農地還元

## ■ 健全な土づくり

土壌物理性の改善、土壌微生物の活性化

## ■ 生物多様性の維持向上

天敵等の多様な生物相の維持向上

# なぜ、クリーン農業か①

## 1. 化学合成農薬の依存度の高まり

食糧増産

品質向上

労働力不足

化学合成農薬の利用拡大

- ①環境リスクの増大
- ②農業者の健康管理
- ③農産物への農薬残留の不安



## なぜ、クリーン農業か②

### 2. 土壌の物理性・生物性・化学性の改善

\*物理性：通気性、保水性、透水性、堅さ

\*生物性：小動物や微生物の数

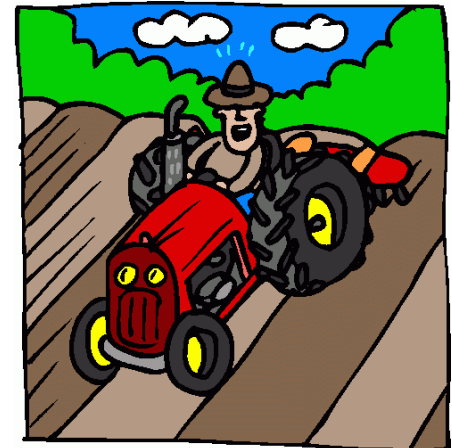
\*化学性：pH、養分量（チッ、リン酸、カリ、微量元素）

①農業用機械の大型化

②有機物利用率の低下

③土が硬く、排水不良、根張り不良

④化学肥料使用量の増加



# なぜ、クリーン農業か③

## 3. 地下水質の悪化

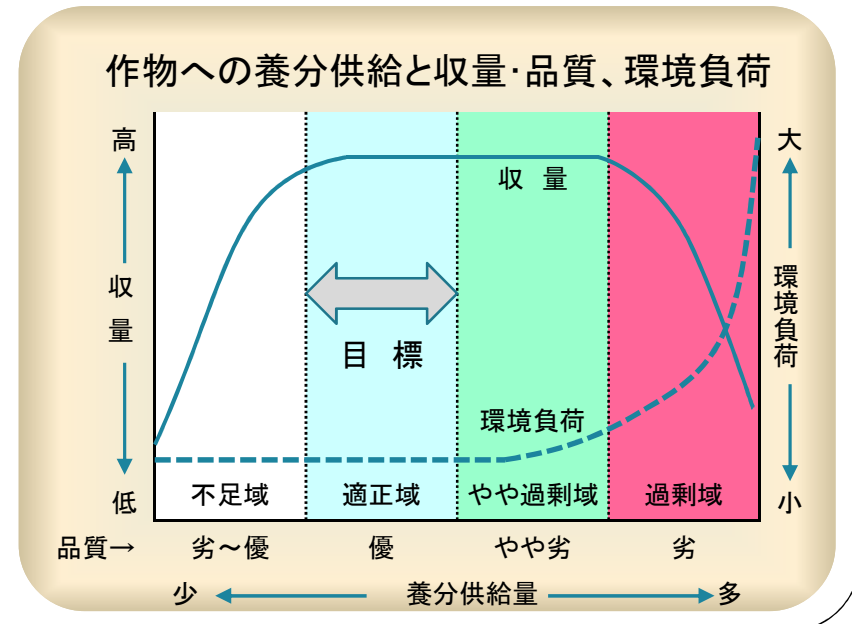
\* 水質基準：硝酸性窒素 10mg/l以下

### ① 家畜ふん尿の不適切な処理

(河川等への流出)

### ② 窒素質肥料の多投入

(地下への浸透)



# クリーン農業の取組状況

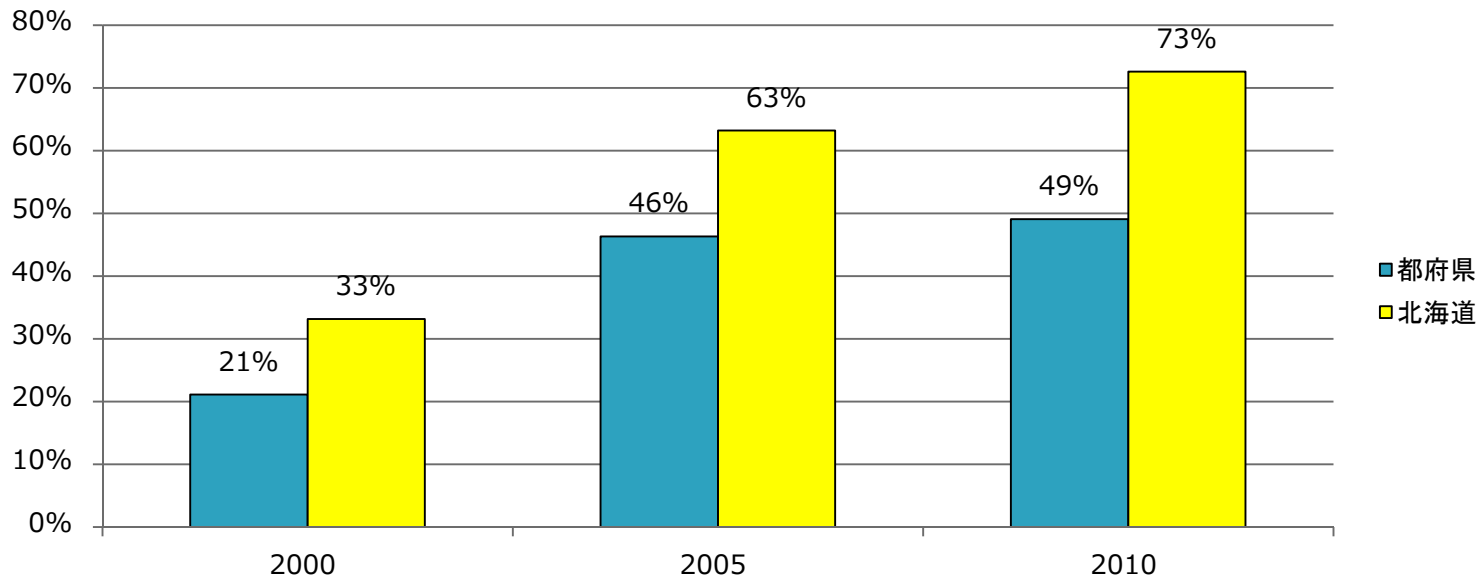
## 環境保全型農業に取り組む農家数の割合 (2010農林業センサス)

- 環境保全意識の高まり
- クリーン農業技術の普及



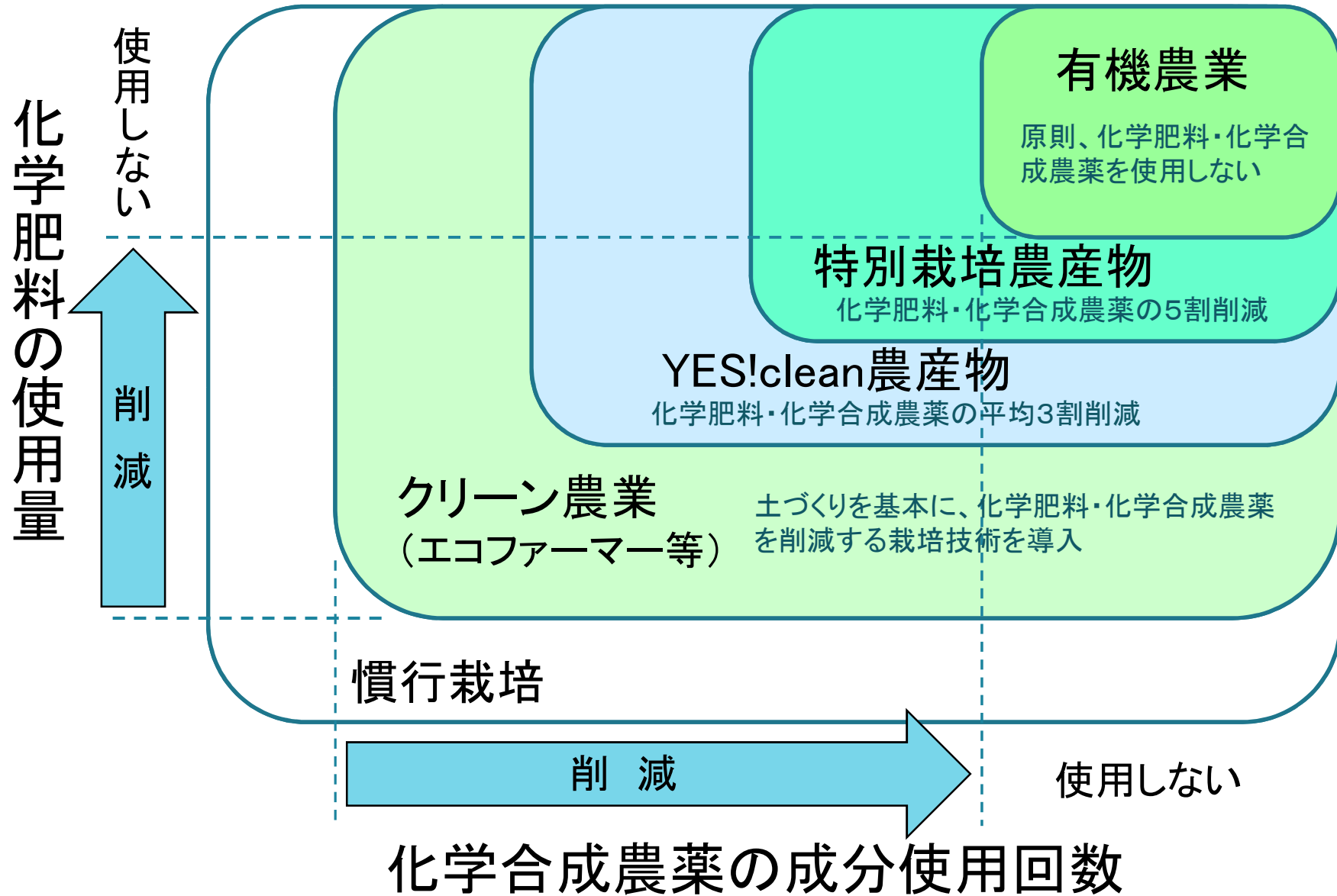
10年間で4割増加!

2000年(H12) 33% → 2010年(H22) 73%



※土づくり、減化学肥料、減化学合成農薬のいずれかに取り組んでいる  
農業者の戸数及び販売農家戸数に占める割合

# クリーン農業の概念図



# クリーン農業で生産される農産物

## ◆有機 J A S

- ・ 化学肥料や農薬を基本的に使用しない
- ・ 遺伝子組替技術を利用しない
- ・ 国が認証した機関の認定が必要

有機JASマーク



認定機関名

## ◆特別栽培農産物

- ・ 化学肥料、化学合成農薬を慣行の5割以下に削減
- ・ 国のガイドラインに基づく生産者の自主的な取組

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

削減対象農薬:栽培期間中不使用

化学肥料(窒素成分):当地比5割減

栽培責任者 ○○○○

住 所 ○○県○○町△△

連絡先 TEL□□-□□-□□□□

確認責任者 △△△△

住 所 ○○県○○町◇◇

連絡先 TEL□□-□□-▽▽▽▽

## ◆北のクリーン農産物 (YES!clean) 表示制度

- ・ 化学肥料、化学合成農薬を必要最小限に削減  
(削減割合は作物ごとに異なるが、平均3割程度)
- ・ 遺伝子組替技術を利用しない
- ・ 北海道独自の表示制度で、栽培基準の登録が必要



北海道安心ラベル